本巣市庁舎整備基本方針

令和元年8月29日

本 巣 市

目 次

	はじめに	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
1.	庁舎の現状																•	•	•		2
2.	現庁舎の課題		•	•	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
3.	庁舎整備の考え	.方	Ī	•	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
4.	庁舎の整備方針	ŀ	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	4
5.	新庁舎の構想			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		5
6.	新庁舎の用地選別	定に	= :	こし	いて	-			•	•		•		•	•	•	•		•		7
7.	今後のスケジュ-	— J	いに		ol'	17	-														8

はじめに

平成16年2月1日、3町1村(本巣町、真正町、糸貫町、根尾村)が合併し、本巣市が誕生して以降、庁舎については、旧町村役場庁舎を活用した分庁舎方式による4庁舎体制で行政運営を進めてきました。

平成19年以降、市民サービスの維持・向上、防災対策の迅速化、健全な行財政 運営の継続などの観点から、庁舎の老朽化に伴う今後の庁舎整備を検討すること となり、「本巣市庁舎整備検討委員会(平成19年度)」や「本巣市庁舎統合検討委 員会(平成27年度)」を開催し、検討が重ねられ、庁舎統合の必要性は認識され たものの、具体的な庁舎のあり方については結論に至らず、分庁舎方式を継続し ている状況です。

その後、糸貫分庁舎の老朽化が著しくなったこと等を踏まえ、今後の庁舎のあり方について、平成29年度に設置した「本巣市庁舎統合検討有識者会議(以下、「有識者会議」という。)」において専門的な見地から検討をしていただくとともに、有識者会議の意見書を踏まえ、平成30年度には、学識経験者、議会代表及び各種団体代表者などによる「本巣市庁舎整備検討委員会(以下、「整備検討委員会」という。)」を開催し、今後の庁舎整備についての基本的事項について検討を重ね、平成31年3月に『本巣市庁舎整備方針について』の意見書が提出されました。

そのため、「有識者会議」「整備検討委員会」における一連の検討結果を踏まえ、 今後、老朽化した庁舎の現状から、市が抱える人口減少、少子・高齢化や東海環 状自動車道整備などの社会環境の変化や、市民サービスの維持・向上、自然災害 に対する市民の安全・安心の確保、危機管理体制の強化及び行財政の効率化を目 指して、令和5年度まで延長となった合併特例債を活用しつつ、新たな庁舎(新 庁舎)の整備に向けて取り組む必要があります。

1. 庁舎の現状

本市の庁舎は、平成16年2月の合併以降、旧町村役場を庁舎とする「分庁舎方式」を採用し、本庁舎、真正分庁舎、糸貫分庁舎、根尾分庁舎の4庁舎に分かれている。

項目	本庁舎	真正分庁舎	糸貫分庁舎	根尾分庁舎		
外 観						
所 在 地	文殊 324 番地	下真桑 1000 番地	三橋 1101 番地 6	根尾板所 625 番地 1		
竣工	H2. 5	S54. 2 (H10. 3 増築)	西棟: \$44.7 東棟: H 元.2	\$53. 7		
築 年 数 (R 1. 6月現 在)	築後 29 年	築後 40 年 (築後 21 年)	西棟:築後 50 年 東棟:築後 30 年	築後 41 年		
施設構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造		
階数	3階	3階	2階	3階		
耐震性能	新耐震基準	耐震済(H10.3)	西棟:耐震済(H21.3) 東棟:新耐震基準	耐震済 (H21.8)		
敷地面積	12, 648. 57 m²	8, 684. 44 m ²	15, 047. 61 m²	3, 713. 29 m²		
延床面積	3, 632. 74 m²	3, 431. 39 m²	2, 056. 66 m²	1, 743. 96 m²		
駐車場	257 台	113 台	167 台	34 台		
職員数※1 (H31.4 現在)	71 人	104 人	61 人	14 人		
近接する 主な公共施設	・本巣公民館 ・本巣すこやかセンター ・本巣体育センター ※全て同一敷地内	真正公民館しんせいほんの森真正体育センター※全て近接	・糸貫公民館・糸貫老人福祉センター・糸貫体育センター※全て同一敷地内	・根尾文化センター (根尾公民館) ※同一庁舎内		
浸水のおそれ ※2	なし	想定される浸水深 0.5m 未満	なし	想定される浸水深 2.0~5.0m未満		
近接する緊急消 防援助隊等野営 本巣多目的広場 可能箇所※3		なし	なし	なし		
近接する救援物 資集積場所※3	本巣体育センター	真正体育センター	糸貫体育センター	なし		
周辺の幹線道路	・国道 157 号 ・主要地方道 岐阜大野線	・主要地方道 岐阜関ケ原線・一般県道 北方真正大野線・西部連絡道路	・国道 157 号・都市計画道路長良糸貫線・西部連絡道路	・国道 157 号 ・国道 418 号		

^{※1} 職員数は特別職、嘱託・日々雇用職員を含む。※2 本巣市洪水ハザードマップより

^{※3} 本巣市地域防災計画より

2. 現庁舎の課題

(1) 庁舎の老朽化

- ・現在、最も古い<u>糸貫分庁舎(西棟)は、築後50年</u>が経過し、著しく老朽化が進行しています。
- ・<u>根尾分庁舎が築後 41 年、真正分庁舎が築後 40 年</u>と大規模改修の更新周期(30年)を経過しており、<u>糸貫分庁舎(東棟)も築後 30 年</u>、本庁舎も築後 29 年と全ての庁舎で大規模改修をしても大幅な耐用年数の延長は期待できない。数年以内の建替が必要となります。
- ・全ての庁舎を維持しても、合併以降、初めて大規模な庁舎整備費用が発生する。
- ・「本巣市公共施設等総合管理計画」では、財政面からも更新等費用の縮減が不可欠とされています。

(2) 分庁舎方式の問題点

① 多額の維持管理費

・維持する庁舎が多いほど庁舎の維持管理経費が増大となり、少子化傾向にある ため、将来的な庁舎維持費用が市の財政負担へ大きく影響することが想定され ます。

② 庁舎間の移動

・市内3庁舎に各部局(根尾は総合支所)が配置されているため、簡易な手続き を除き庁舎間を移動しなければならず、ワンストップサービスが困難となりま す。

③ 部局間の連携

・組織の分散化により移動による勤務時間のロスなど、業務効率の低下や各課の 連携不足、コミュニケーション不足等、行政運営面でも不具合が見られます。

④ 災害対応

- ・迅速な市災害対策本部設置が困難なことに加え、対応する各課が各庁舎に分散 しているため、速やかな災害対応ができず、被害情報の集約及び災害対応状況 の把握も時間を要する。
- ・近年の大雨による大規模災害や、南海トラフ及び濃尾断層帯の巨大地震発生が 危惧されていることから、庁舎を統合し、危機管理体制を強化する必要があり ます。
- ・4 庁舎とも新耐震基準または耐震補強済みではありますが、庁舎が災害時に機 能不全に陥ることの無いよう、災害対応機能の強化が急務であります。

3. 庁舎整備の考え方について

現庁舎による分庁舎方式の課題が解決でき、以下のメリットが見込めることから、庁舎の整備については<u>3庁舎(本庁舎・糸貫分庁舎・真正分庁舎)を統合し、新たな場所に整備</u>する必要があると考えます。

【メリット】

- ① 人口減少・高齢化や情報化などの社会の変化を見据え、市民の意見を反映した自由度の高い庁舎を整備することが可能であること。
- ② 行政機能が集約され、市民の利便性が向上する。
- ③ 職員一丸となった迅速な災害対応が可能となり、速やかな被害情報の集約及び災害対応状況の把握が可能となる。
- ④ 災害時の防災対応機能を有する庁舎を整備することが可能であること。
- ⑤ 市民の利便性、新たな地方自治の拠点性や災害時の対応などを考慮した場所を自由に選定することができること。
- ⑥ 庁舎統合に係る整備経費は大きいが、各庁舎の大規模改修費用を含めた長期 的な庁舎管理費用における財政負担軽減が見込まれること。
- ⑦ 合併特例債の期限が令和5年度まで延長されたことにより、統廃合による庁舎整備費用に要する市財政負担の軽減が期待できること。

4. 庁舎の整備方針について

(1) まちづくりの観点から

庁舎は、市のシンボルとして永く市民から愛され、安心して暮らせるまちの中心となる必要があります。市のまちづくりの観点からも、市民の利便性、効率的な行政サービスの提供を図ることができる人口重心の近くに整備することを検討し事業を進める必要があります。

(2)交通の利便性への配慮

高齢化社会の伸展にも配慮し、新庁舎が公共交通の拠点となるなど、現行の公共 交通機関が有効に活用できる場所、あるいは、将来的に交通の利便性向上が見込め る場所に整備するとともに、県都岐阜市を含めた周辺自治体との連携を図ることが 容易な幹線道路沿いへの整備を検討し事業を進める必要があります。

(3) 防災体制の強化

南海トラフ巨大地震や濃尾断層帯の大規模地震発生に備え、市民の安全・安心を

確保する観点から、災害対策拠点を有する庁舎が、災害時に機能不全に陥ることとならないために、地震ハザードマップや洪水ハザードマップを踏まえ、より安全な場所に万全な地震対策を施した建物とする必要があります。また災害時に県内外からの支援を受けられる幹線道路沿いへの整備を検討し事業を進める必要があります。

(4) 庁舎整備に係る費用負担の軽減

新庁舎の整備は、将来の市の財政面への影響を考慮し、建設経費が市民サービスの低下を招くことがないよう、新庁舎整備に係る財源として、令和5年度まで延長された合併特例債を活用し事業を進める必要があります。

5. 新庁舎の構想

(1) 外部構成

- ① 新庁舎は、極力低層建物(2、3階程度)とすることにより、高い耐震性を確保し、行政棟、議会棟、教育棟とを隣接分棟方式とすることも検討します。
- ② 構造は、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造を基本とし、内装は県産材を活用した 木質化も検討します。
- ③ 周辺景観にマッチするよう、建物や駐車場、緑地の配置や形態、使用素材について検討します。
- ④ 本巣市役所の組織体系を考え、新庁舎の延べ床面積は、3庁舎の状況や国の基準も踏まえて検討します。 ※想定配置職員数245人
- ⑤ 新庁舎内の配置は、市民にとってのわかりやすさに配慮し、市民対応の窓口空間は1階への配置とし、それ以外の部署は、上階への配置を検討します。
- ⑥ 職員更衣室、書庫及び倉庫については、常時執務に必要とならない配置場所を 検討します。
- ⑦ 駐車場の駐車台数は、利用者、公用車、職員を含めた台数計画とし、駐車場には、緑化など、ヒートアイランド現象に配慮した計画とします。 ※想定駐車台数 500台(利用者、公用車、職員駐車場)
- ⑧ 他の自治体への公共交通機関(鉄道、バス)でのアクセスが容易となるよう、 新庁舎敷地内には、新たな交通拠点となることも併せて検討します。

(2)内部構成

① 停電時でも庁舎内での移動が容易にできるような空間の確保を図る計画とします。

- ② 内部空間は、市民対応の窓口空間(オープンでわかりやすさを追求した空間) とし、来訪者の移動をスムーズにすることに加え、相談業務におけるプライバシ 一保護も考慮した空間デザインを検討します。
- ③ 職員が執務に集中する空間(市民対応の空間と区別する)に加え、職員同士が 部署を超えて利用できる共有可能なスペース(会議室、給湯室、ラウンジなど) は共有化を施し、職員間の一体感や直接的、間接的コミュニケーションを促進す る計画とします。また、空間の共有化により、計画面積の適正化を図るとともに、 機能面の充実を検討します。
- ④ 災害時の対応を考慮した災害対策室を設置し、平時は内部部局長会議や各種委員会の会議として活用し、災害発生時には災害対策本部として活用するものとし、 災害担当部局は、隣接した位置への配置を検討します。
- ⑤ 教育棟を設置する場合は、教育委員会事務局のほか、市民交流スペースや行政 棟との共有の会議室(大会議室、中会議室、小会議室)の配置を検討します。
- ⑥ 多人数の会議や行事、市民同士の交流及び市民参画によるまちづくりの活動拠点については、市内の他の公共施設を最大限有効活用するものとし、災害時には、避難所、支援物資の保管場所、ボランティアの受け入れ拠点などとするなど、市内の公共施設毎に役割を分散させることにより対応するものとします。

(3)省エネ対応への配慮

- ① 庁舎建物については、 成 やルーバーによる遮熱、外壁部における断熱の徹底、 及び中間季の通風の確保などを兼ね備えた建築的対処を検討し、室内の熱負荷を 低減することを検討します。
- ② 庁舎建物周辺には樹木を配置し、遮熱効果に加え景観の保持に努めることを検討します。
- ③ 太陽光パネルの導入など、効率的な電力供給に努め、室内照明はLED照明とし、場所によっては人感センサーの導入により消し忘れの防止に努めることを検討します。
- ④ 空調設備についても、再生自然エネルギーの活用も検討します。
- (4) 多様な来訪者に配慮(ユニバーサルデザイン)
 - 行き先が分かりやすい明快な空間構成を検討します。
 - ② 相談のしやすさやプライバシー保護に配慮した計画とします。
 - ③ 女性や障がいを持った方の使いやすさや働きやすさに配慮した空間整備に配慮 します。

(5) 建設及び維持管理コストの削減

- ① 塀の設置や外壁の保護により、外壁や開口部の物理的劣化を防ぐ工夫を検討します。
- ② 機能的寿命を長くするため、部署の配置変更が容易な空間構成に配慮します。
- ③ 設備や配管は、定期的にメンテナンスや交換作業がしやすい空間構成に配慮します。

6. 新庁舎の用地選定について

庁舎整備に必要な面積を十分検討した上で、用地を確保する必要があります。そのため、庁舎を整備する候補地は、庁舎整備検討委員会の意見を踏まえ、東海環状自動車道の(仮称)本巣パーキングエリア南側で西部連絡道路の周辺であり、西部連絡道路を軸にして、東西方向の道路整備を含む周辺基盤整備がしやすい場所とし、概ね、次の要件を満たすことを要件に選定するものとします。

- ① 市民の日常生活を支援していくコミュニティ拠点のなかで、市のシンボルとして永く市民から愛され、安心して暮らせるまちの中心となる場所であること。
- ② 超高齢化社会の更なる進展、地域経済への効果、災害対応力の強化など、将来 にわたり健全な行財政運営を継続していくことが見込める場所であること。
- ③ 南北に長い本巣市の地理的特性を考慮して、人口重心に近く、アクセスが容易な場所であり、大規模災害時でもいち早く市民の安全を確保しつつ、県内外からの支援を受けられる幹線道路沿いであること。
- ④ 防災機能を有した都市公園にも近く、市の指定避難所である学校や災害応援協定を締結している他団体との連携など、迅速な災害対応が可能となる場所であること。
- ⑤ 農作物等の補償費が少ないなど、土地確保に要する費用が安価となることが見 込めること。
- ⑥ 周辺道路整備、水路整備を含めた造成費用が最小限となる場所であること。

7. 今後のスケジュールについて

令和6年度からの供用開始を目指して、概ね次の日程で進めます。

		元年度	2 年度	3年度	4 年度	5年度	6 年度
手続き	議会	•					
	用地交渉・用地取得		•				
	 市民説明・パブリックコメント 		•—•				
	農振除外・農地転用・開発 許可・建築確認等						
	基本方針案	•••					
計画	基本計画・基本設計	•					
	オフィス環境支援業務	•					
設 計	実施設計(造成設計含む)			•			
	オフィス環境整備実施計画 策定業務			•	•		
エ	造成工事			•	•		
事	建築工事(建築、電気、設 備、外構)						
備品	庁用備品購入						
	供用開始						•>